



鳥取県公報

平成17年 7月12日(火)
号外第106号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 (57) (景観まちづくり課) 4
	鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例 (58) (経済政策課) 5
	鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部を改正する条例 (59) (林政課)11
	鳥取県採石条例の一部を改正する条例 (60) (治山砂防課)11

———公布された条例のあらまし———

鳥取県建築基準法施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

建築基準法の一部が改正され、既存の一の建築物について、増改築時に2段階以上に分けて同法に不適
合な部分を適合させる工事を行う場合の制限を緩和するための全体計画の認定制度等が創設されたこと
にかんがみ、及び受益と負担の公平確保を図るため、当該認定に係る手数料を徴収する。

2 条例の概要

- (1) 既存の一の建築物について、増改築時に2段階以上に分けて建築基準法に不適合な部分を適合させ
る工事を行う場合の全体計画の認定及びその変更の認定に係る手数料 (27,000円 / 件) を徴収する。
- (2) その他、用語等に係る所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

3 参考：建築基準法の一部改正のうち、全体計画の認定制度に係る部分の概要

【現 在】 既存不適格建築物について、増改築時に1度の工事で即座に建築基準法上の全基準に適合
させることが必要。

【改正後】 既存不適格建築物について、増改築に際して知事が段階改修の全体計画を認定した場合、
2段階以上に分けて不適合部分に係る工事を行うことが可能。この場合、最初の工事の着
手時点の法律が適用される。
知事が認定した全体計画を変更する際は、知事の認定が必要。

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 地方自治法の一部改正に伴い、現在、財団法人等へ県が管理委託している公の施設については、平
成18年9月1日までに指定管理者制度又は県直営のいずれかに移行することが必要。
- (2) 現在財団法人鳥取県体育協会に管理委託している産業体育館について、指定管理者制度を平成18年
4月1日から導入する。

指定管理者制度...普通地方公共団体が設置する公の施設について、その目的を効果的に達成する必要
があるときに、条例の定めるところにより、指定管理者 (法人その他の団体であって当該普通地方

公共団体が指定するもの)に、当該公の施設の管理を行わせる制度

産業体育館...集会、展示会、スポーツ等の用に供し、もって産業とスポーツの振興を図るため、鳥取
産業体育館を鳥取市に、米子産業体育館を米子市に設置

2 条例の概要

産業体育館の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 指定管理者による管理	産業体育館の施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。
(2) 指定管理者の管理の期間	3年間
(3) 開館時間及び休館日	指定管理者が知事の承認を得て定める。
(4) 利用許可	産業体育館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
(5) 行為の制限等	指定管理者は、施設設備をき損する者等に対して、利用を拒み、又は退去を命ずることができる。
(6) 措置命令	指定管理者は、産業体育館の適正な管理を図るため、利用者に対し、必要な措置を命ずることができる。
(7) 料金	産業体育館の利用料金については、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。 の場合において、指定管理者は、産業体育館の利用について、あらかじめ知事の承認を得て定めた額の料金を徴収する。
(8) 料金の減免	指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、産業体育館の利用料金を減免しなければならない。
(9) 施行期日	この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、(10)の は公布の日から施行する。
(10) 経過措置等	指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

間伐材の運搬先に木材の保管施設を追加することにより、間伐の実施及び間伐材の搬出を更に促進し、もって健全な森林の育成及び資源の有効利用を図る。

2 条例の概要

(1) 次のとおり、間伐材の運搬先として木材の保管施設を追加するなど、この条例による助成対象者を変更する。

この条例による助成対象者	
条例改正後	現 在
間伐材搬出促進事業（間伐した現地に集積された間伐材を市場、木材の保管施設又は製材加工施設へ運搬し、かつ、出荷又は販売する事業）を行う森林所有者等	間伐材搬出促進事業（間伐材を市場又は製材加工施設へ運搬し、かつ、出荷又は販売する事業）を行う森林所有者等

(2) 施行期日は、公布の日とする。

3 参考：間伐材搬出促進事業

(1) 目的	健全な森林の育成及び資源の有効利用を図るために、間伐材の搬出に要する経費の助成を行う。
(2) 事業実施主体	森林所有者、森林組合、素材生産業者等
(3) 補助対象経費	間伐した現地に集積された間伐材を市場、木材の保管施設又は製材加工施設へ運搬するのに要する経費 [下線部分を今回改正]
(4) 補助単価	4,300円 / m ³ (定額) (全額単県費)
(5) 事業実施期間	平成18年度まで
(6) 平成17年度予算額	194,446千円 (事業費：193,500千円、事務費：946千円)

鳥取県採石条例の一部改正について

1 条例の改正理由

採石場及びその周辺地域における災害の発生等の防止を図るため、鳥取県採石場安全対策審議会を設置し、地質又は形状、採石の方法等の視点から岩石採取計画の適否、周辺環境への影響等について専門家の意見を聴き、採石場の安全対策及び認可の是非の判断に反映する。

2 条例の概要

(1) 審議会の所掌事務

事業者が行った認可申請及び変更認可申請のうち、

ア 採石場の区域の面積が1ヘクタールを超えるもの

イ 知事が、採石場の区域の地質又は形状、採石の方法等から採石を行うことにより災害が発生する可能性が高いと認めたもの

知事が採石法に基づく命令を行おうとする場合において必要と認めたもの

採石場の安全対策その他採石に係る重要事項

等について意見を述べること。

【現在】

申請 → 審査 (審査基準：採石法、鳥取県採石条例及び同条例施行規則) → 認可



【条例改正後】

申請 → 審査 (審査基準：採石法、鳥取県採石条例及び同条例施行規則) → 認可

↑
審議会の意見聴取

(2) 審議会の委員

5人以内 (地質・地盤分野、環境影響分野等の学識経験者)

任期：2年

(3) 施行期日等

この条例は、公布の日から施行する。

所要の経過措置を講じる。

3 参考：認可件数

年 度	新規認可	変更認可	合 計	うち岩石に係 るもの
	(うち1ha以上)	(うち1ha以上)		
平成14年度	14 (12)	0 (0)	14	4
平成15年度	14 (14)	2 (2)	16	4
平成16年度	19 (18)	2 (2)	21	9

条 例

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第57号

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(がけ付近の建築物)</p> <p>第4条 高さが2メートルを<u>超える</u>がけ（傾斜度が30度以上である土地をいう。以下同じ。）の上又は下に建築物を建築する場合（災害危険区域内において住居の用に供する建築物を建築する場合を除く。）において、当該建築物の位置が次に掲げる区域内であるときは、擁壁を設けなければならない。ただし、<u>特定行政庁（法第2条第32号に規定する特定行政庁をいう。以下同じ。）が建築物の構造若しくはがけの状況又はがけの崩壊を防止するための措置の状況により安全上支障がないと認めるときは、この限り</u></p>	<p>(がけ付近の建築物)</p> <p>第4条 高さが2メートルを<u>こえる</u>がけ（傾斜度が30度以上である土地をいう。以下同じ。）の上又は下に建築物を建築する場合（災害危険区域内において住居の用に供する建築物を建築する場合を除く。）において、当該建築物の位置が次に掲げる区域内であるときは、擁壁を設けなければならない。ただし、<u>特定行政庁が建築物の構造若しくはがけの状況又はがけの崩壊を防止するための措置の状況により安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。</u></p>

でない。

(1)及び(2) 略

(特殊建築物等の敷地と道路との関係)

第6条 別表第1に掲げる建築物の主要な出入口の面する側の敷地は、幅員4メートル以上の道路に接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の知事が定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたものについては、この限りでない。

2 略

別表第3 (第13条関係)

事 務	金 額
略	
37 法第86条の6第2項の規定に基づく認定	1件につき27,000円
38 法第86条の8第1項又は第3項の規定に基づく認定	1件につき27,000円

備考 略

(1)及び(2) 略

(特殊建築物等の敷地と道路との関係)

第6条 別表第1に掲げる建築物の主要な出入口の面する側の敷地は、幅員4メートル以上の道路に接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の知事が定める基準に適合する建築物で、特定行政庁(法第2条第32号に規定する特定行政庁をいう。以下同じ。)が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたものについては、この限りでない。

2 略

別表第3 (第13条関係)

事 務	金 額
略	
37 法第86条の6第2項の規定に基づく認定	1件につき27,000円

備考 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第58号

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示、削除条項等並びに別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立産業体育館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、産業体育館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) <u>産業体育館の施設設備の維持管理に関する業務</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、産業体育館の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する業務を除く業務</u></p> <p><u>(指定管理者の管理の期間)</u></p> <p>第4条 <u>指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</u></p> <p><u>(開館時間及び休館日)</u></p> <p>第5条 <u>産業体育館の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。</u></p> <p>2 <u>産業体育館の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。</u></p> <p>(利用の許可)</p> <p>第6条 <u>産業体育館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立産業体育館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第3条 <u>産業体育館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</u></p>

該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 産業体育館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、産業体育館の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、産業体育館の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(行為の制限等)

第7条 産業体育館においては、次の行為をしてはならない。

(1) 産業体育館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2)及び(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、産業体育館への入館を拒み、又は産業体育館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第8条 指定管理者は、産業体育館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1)及び(2) 略

該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 産業体育館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、産業体育館の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、産業体育館の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(行為の制限等)

第4条 産業体育館においては、次の行為をしてはならない。

(1) 産業体育館の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2)及び(3) 略

(4) その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、産業体育館への入館を拒み、又は産業体育館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第5条 知事は、産業体育館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、第3条の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第6条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1)及び(2) 略

(3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。

(4) 略

(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、産業体育館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(利用料金)

第10条 産業体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）については、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(規則への委任)

第12条 略

(3) 略

(4) 略

(5) その他産業体育館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(使用料の徴収)

第7条 産業体育館の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第8条 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(管理の委託)

第9条 知事は、産業体育館の施設設備の保全及び利用者の応接に関する事務を財団法人鳥取県体育協会に委託する。

(規則への委任)

第10条 略

別表（第7条関係）

1 施設使用料

(1) 体育館使用料

区分			単位	金額
専用 利用	営利 を 目 的 と し な い 場 合	入場料 その他 これに 類する もの (以下 「入場 料等」 とら)	全面1時 間につき	800円
			2分の1 面1時間 につき	400円
			3分の1 面1時間 につき	200円

	を徴収しないとき。	小体育館	全面1時間につき	200円
		大体育館	全面1時間につき	1,600円
	入場料等を徴収するとき。	小体育館	全面1時間につき	300円
		大体育館	全面1時間につき	28,000円
	営利を目的とする場合	小体育館	全面1時間につき	7,000円
		大体育館	全面1時間につき	40,000円
入場料等を徴収するとき。	小体育館	全面1時間につき	10,000円	
	大体育館	全面1時間につき	10,000円	
一般利用	一般人		1人1回につき	70円

(2) 会議室等使用料

鳥取県立米子産業体育館

区分		単位	金額
トレーニング室兼会議室及び中会議室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき 740円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき 980円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき 1,490円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき 1,950円
小会議室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき 290円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき 360円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき 570円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき 740円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 冷房又は暖房をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。
- 3 体育館を専用利用の方法で利用する場合において知事が必要と認める照度以上の照明をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。
- 4 体育館を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる時間帯に連続して利用するときの使用料の額は、この表に定める使用料の額に、(1)に掲げる時間帯にあつては100分の95、(2)に掲げる時間帯にあつては100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、当該連続利用に係る使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 午前9時から正午まで、正午から午後6時まで又は午後6時から午後10時まで

(2) 午前9時から午後6時まで、正午から午後10時まで又は午前9時から午後10時まで

2 設備使用料

設備の価格等を勘案して知事が別に定める額

3 スポーツ教室参加料

区分	金額
児童又は中学校の生徒	1人1課程につき 1,470円
高等学校の生徒又は学生	1人1課程につき 1,980円
一般人	1人1課程につき 2,460円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の前日に改正前の鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第59号

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例（平成13年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 間伐材搬出促進事業 <u>間伐した現地に集積された間伐材を市場、木材の保管施設又は製材加工施設へ運搬し、かつ、出荷又は販売する事業をいう。</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 間伐材搬出促進事業 間伐材を市場又は製材加工施設へ運搬し、かつ、出荷又は販売する事業をいう。</p> <p>(2) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県採石条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第60号

鳥取県採石条例の一部を改正する条例

鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条

項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（採石認可の基準）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>知事は、採石認可を行おうとする場合において、認可申請に係る採石場（法第33条に規定する岩石採取場をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ鳥取県採石場安全対策審議会の意見を聴くものとする。</u></p> <p><u>（1）その区域（当該採石場が以前に知事から採石認可を受けた他の採石場に近接している場合にあっては、当該近接している採石場の区域を含む。）の面積が1ヘクタールを超えるもの</u></p> <p><u>（2）その区域の地質又は形状、採石の方法等からみて、当該認可申請に係る採取計画に従って採石を行うことにより災害が発生する可能性が高いと知事が認めるもの</u></p> <p>（跡地の防災措置の履行確保）</p> <p>第6条 知事は、認可申請をした採石業者が次に掲げる条件に適合し、採石の跡地について採石を行ったことにより生ずる災害を防止するために必要な措置（以下「跡地の防災措置」という。）を確実に行うと見込まれる場合でなければ、採石認可をしないものとする。</p> <p>（1）当該採石業者が当該認可申請をする以前に知事から採取認可を受けた他の採石場であって当該認可申請をする際に採石を行っているものがあるときは、その中に当該採石場について採石を行ったため災害が発生する可能性が高まっているものがないこと。</p> <p>（2）及び（3） 略</p> <p>（変更認可等）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>知事は、第1項に規定する変更の認可を行おうとする場合において、当該変更が次の各号のいずれか</u></p>	<p>（採石認可の基準）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>（跡地の防災措置の履行確保）</p> <p>第6条 知事は、認可申請をした採石業者が次に掲げる条件に適合し、採石の跡地について採石を行ったことにより生ずる災害を防止するために必要な措置（以下「跡地の防災措置」という。）を確実に行うと見込まれる場合でなければ、採石認可をしないものとする。</p> <p>（1）当該採石業者が当該認可申請をする以前に知事から採取認可を受けた他の<u>法第33条に規定する岩石採取場（以下「採石場」という。）</u>であって当該認可申請をする際に採石を行っているものがあるときは、その中に当該採石場について採石を行ったため災害が発生する可能性が高まっているものがないこと。</p> <p>（2）及び（3） 略</p> <p>（変更認可等）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p>

に該当するときは、あらかじめ鳥取県採石場安全対策審議会の意見を聴くものとする。

(1) 採石場の区域を変更するものであって、変更後の採石場の区域の面積が1ヘクタールを超えることとなるもの（変更前の採石場の区域の面積が1ヘクタール以下である場合に限る。）

(2) 採石場の区域を変更するものであって、当該変更により採石場に編入される区域の面積が1ヘクタールを超えるもの（変更前の採石場の区域の面積が1ヘクタール以下である場合を除く。）

(3) 当該変更により採石場に編入される区域の地質又は形状、採石の方法等からみて、当該変更後の採取計画に従って採石を行うことにより災害が発生する可能性が高いと知事が認めるもの

第9条 略

2 知事は、前項の規定により命令を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ鳥取県採石場安全対策審議会の意見を聴くものとする。

(業務報告等)

第10条 略

2～6 略

7 知事は、前項の規定により命令を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ鳥取県採石場安全対策審議会の意見を聴くものとする。

(鳥取県採石場安全対策審議会)

第11条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県採石場安全対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(1) 第5条第3項、第7条第3項、第9条第2項及び前条第7項の規定により、知事に意見を述べること。

(2) 採石場の安全対策その他採石に係る重要事項について、知事に意見を述べること。

2 審議会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、採石、地質、環境等に関し、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 略

(業務報告等)

第10条 略

2～6 略

- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(認可状況の公表)

第12条 略

(権限の委任)

第13条 この条例に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

(規則への委任)

第14条 略

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

2 略

(この条例の失効)

3 この条例は、平成21年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。

(認可状況の公表)

第11条 略

(規則への委任)

第12条 略

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県採石条例第5条第3項及び第7条第3項の規定は、この条例の施行の日以後にされる採石法（昭和25年法律第291号）第33条の認可及び同法第33条の5第1項の規定による変更の認可について適用する。